

トピックス TOPICS

多機能型地域子育て支援の 新たな展開に向けて

近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。自分の生まれ育った地域以外の場所で、周囲のサポートを得られぬまま、孤独や不安を抱えながら、子育てに直面する家庭も少なくない。そのような中で、多様化する子育て家庭の様々なニーズに寄り添い、子育て家庭が地域の身近な場所で、必要な支援にアクセスでき、安全にかつ安心して子育てができる体制を作ることが急務となっている。

1. 埼玉県久喜市「認定こども園こどもむら子育て支援センター 森のひろば」の取組 — 多機能型地域子育て支援による子育て家庭の居場所づくり —

埼玉県久喜市にある子育て支援センター「森のひろば」（運営主体：学校法人柿沼学園認定こども園こどもむら）は、近接する認定こども園と連携し、妊娠期から学童期までのワンストップサービスを実現しており、「子ども・子育て中心の街づくり」を目指し、地域子育て支援拠点と認定こども園を中心として、産前ケア施設、一時預かり、ホームスタート¹、放課後児童クラブなど、様々な支援メニューを切れ目なく展開している。さらに、子供たちの基礎学力の向上と登校不安等の支援を目的とする宿題カフェや駄菓子屋な

どの地域の居場所もあわせて提供することで、一つのエリアで子供と子育て家庭を総合的に支援する体制を整備していることが特徴である。

とりわけ、認定こども園が中心となることで、利用者の立場からは、就労状況や家庭環境が変化しても、地域の居場所は変わらずに様々な支援メニューから必要なサービスを利用することができ、教育部局や福祉行政機関ともつながりやすくなるとともに、孤立の防止にもつながっている。また、保育教諭、助産師、栄養士、看護師、調理師、子育て支援員等、認定こども園を中心に専門性や経験のある職員が近くにいることで、子育てに悩んだ際に専門的な支援を受けることが可能となっている。さらに、子供が生まれる前から支援の場を利用できることで、産後の見通しを持つことができ、産後うつ等の困難な場面に直面してもすぐに頼れる場があるという安心感につながっている。

こうした一つの事業実施主体が総合的な支援を実施する多機能型地域子育て支援の取組は、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することで、子育て家庭のニーズに的確に対応することが可能となっている。

1 未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する、アウトリーチ型の子育て支援ボランティアのこと。

○子供たちの様子



○子育て支援センターの様子



○マタニティハウスで助産師さんと沐浴の練習



○宿題カフェの様子



2. 多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けて

内閣府では、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、多機能型地域子育て支援の取組を広げていくこととしている。このため、2021年度予算に関連する予算を計上するとともに¹、このような各子育て支援事業の実施者の連携・協力に関する取組を促進するため、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項について市町村子ど

も・子育て支援事業計画の記載事項として位置付けること等を内容とする「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を、2021年通常国会（第204回国会）に提出した。

こうした予算や制度を活用し、市町村において、地域子ども・子育て支援事業を行う事業実施主体が相互に連携・協力し、関連する事業を一体的かつ総合的に実施することで、子育て家庭における様々なニーズに的確に対応していくことが期待される。

1 利用者支援事業について、支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等を行う加算を創設するとともに、国庫補助率を3分の1から3分の2に引上げを行うなど。

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

- 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境を整備することとされている。
- これを踏まえ、**子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、以下の取組を推進する。**
⇒ 地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画へ位置付け（子ども・子育て支援法を改正）

新たな展開の方向性

共通課題である
○量的拡充
○人材の確保・育成
を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、

- 個々のニーズへの対応では、
 - ・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）
 - ・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり
 - ・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援
 - ・孤立化の解消、虐待の未然防止
 などを進め、さらに、
 - 子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進

令和3年度予算における対応

①利用者支援事業（基本型）

- 地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- 国庫補助率を1/3から2/3に引上げ
(参考) 実施か所数：805か所（令和元年度実績）

子ども・子育て支援交付金
R3:1,673億円の内数
(R2:1,453億円の内数)

②子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

- 提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化
(参考) 実施か所数：931か所（令和元年度実績）

子ども・子育て支援交付金
R3:1,673億円の内数
(R2:1,453億円の内数)

③地域子育て支援拠点事業

- 両親共に参加しやすくなるよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援
(参考) 実施か所数：7,578か所（令和元年度実績）

子ども・子育て支援交付金
R3:1,673億円の内数
(R2:1,453億円の内数)

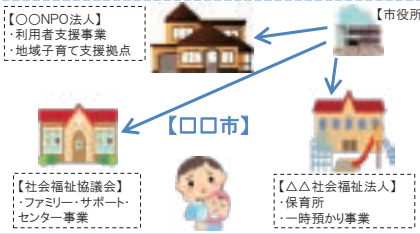
④一時預かり事業等への巡回支援
(広域的保育所等利用事業)

- 保育所等への子どもの送迎以外の時間帯における送迎バスを活用した巡回支援を実施
(参考) 一時預かり事業の利用児童数：延べ513.6万人（令和元年度実績）

保育対策総合支援事業費補助金
402億円の内数
(394億円の内数)

市町村における新たな展開のイメージ

《現状》
➢ 各事業実施主体が〇〇市から委託を受け、個別に事業を展開
➢ 利用者の個々のニーズへのきめ細やかな対応が困難な状況



《新たな展開》

- 一つの事業実施主体が多機能型地域子育て支援を展開し、総合的な支援を実施
- 各事業実施主体間で相互連携・協力を図ることで、利用者ニーズに的確に対応
- 計画に位置付けることで、各市町村がニーズに沿った計画的な事業実施が可能に

